

～ 外国法令紹介 ～

中国民事訴訟法の改正条文等について（2）

国別研修「中国民事訴訟法・民事関連法」個別専門家
弁護士 白出博之

[目 次]

- 第1章 はじめに～本改正の趣旨・目的
- 第2章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由

[総 則]

- 第1 民事訴訟法の基本原則
- 第2 管轄
- 第3 回避
- 第4 訴訟参加人
- 第5 証拠
- 第6 送達
- 第7 保全
- 第8 民事訴訟妨害に対する強制措置
- ～ 以上まで前号掲載

[裁判手続]

- 第9 第一審普通手続
- 第10 簡易手続
- 第11 第二審手続
- 第12 特別手続
- ～ 以上まで本号掲載
- 第13 審判監督手続
- 第14 督促手続

[執行手続]

- 第15 執行

[涉外民事訴訟手続の特別規定]

- 第16 涉外民事訴訟手続の特別規定
- 第3章 おわりに～中国法整備支援の視点から

[裁判手続]

第9 第一審普通手続

【訴状、答弁書】二十六、第110条を第121条に変更し、その第1号を二つにして第1号、第2号とし、次のように改正する。

第121条

(一) 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法；法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主要責任者の氏名、役職、連絡方法。

(二) 被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報；法人又はその他の組織の名称、住所等の情報。

本条は訴状に明記すべき事項に関する規定である。

法律により、訴状の記載内容に関して一定の規範を設けることは、原告主張の根拠・理由を明らかにし、被告に訴訟事由を知らせて訴訟上の権利を行使させる上でも役立つと同時に、人民法院の審理、円滑な進行にも役立つ点でも重要である。

本改正では訴状の記載事項のうち第1号、2号が改正された。まず、原告に関して旧規定の「氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先及び住所」に「連絡方法」が新たに追加された。民事訴訟法制定当初においては、当事者の連絡方法は「住所」が中心だったが、経済・社会の発展に伴い、固定電話、移動電話、電子メール等の新たな連絡方法が既に普及しており、法制度も時代に即して発展変化すべきであ

るとの意見によるものである。

次に、被告に関して新法 125 条では第 1 項の原告に関する記載事項とは異なり、被告の「連絡方法」は求めておらず、「被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報、法人又はその他の組織の名称、住所等の情報」とのみ規定する。これは、原告は訴状提出において、被告の身分を十分に確定し得るその他の情報を提供することで第 119 条第 2 号の「明確な被告がいる」という要件をクリアできるからである。

※参考文献) 前掲①p199～200 , 前掲②p202～203, ③前掲 p295～297

【訴状、答弁書】二十六、第 113 条を第 125 条に変更し、次のように改める。

第 125 条

人民法院は立件の日から 5 日以内に訴状副本を被告に送付しなければならず、被告は受領の日から 15 日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法；法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主要責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受領した日から 5 日以内に答弁書の副本を原告に発送しなければならない。

被告による答弁書の不提出は、人民法院の審理に影響を及ぼさない。

本条は人民法院による訴状副本の発送、被告による答弁書の提出、及び人民法院による答弁書副本の発送及び期間に関する規定である。

本改正では、まず被告に対して、訴状副本受領後 15 日以内に、原告の人数に従い、人民法院に答弁書を提出しなければならないとし、答弁書には、被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法を明記し、法人又はその他の組織の場合は、名称、住所及び法定代表者又は主たる責任者の氏名、職務、連絡方法を明記しなければならないとする。

被告の身分に関する情報及び連絡方法に関する規定は、本改正で追加された内容で第 121 条の原告に関する訴状記載事項に呼応するものであり、連絡方法に関する規定は訴訟進行過程での送達に便利な条件をもたらすものである。

※参考文献) ①p207～208, ②p208～209, ③p307～308

【先行調解】二十七、一条追加して第 122 条とし、次のように定める

第 122 条

当事者が人民法院に提訴した民事紛争について、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。但し、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。

本条は先行調解原則に関する規定である。

調解は、紛争解決の有効な手段であり、手続の簡便さ、方式の柔軟さ、任意で主体的に履行される率が高い等の長所がある。この点、訴訟と非訴訟をつなぐ紛争解決メカニズムとして調解は次の二種類に分けられる。第 1 に訴訟外調解制度であり、運用上比較的熟しているものとして、人民調解、行政調解等があり、2010 年「人民調解法」が人民調解の原則、手続等について規定している。第 2 に訴訟上の調解であり、民訴法第 8 章も、人民法院による民事事件の審理過程における調解制度について規定している。

他方、第 9 条は「人民法院は、民事事件を審理する場合には、自由意思により、及び適法であるという原則に基づき調解をしなければならない。調解が不調である場合には、遅滞なく判決しなければならない。」と規定しているが、同条は開廷審理後に初めて調解を行うことができるという意味にとられやすい。そこで本改正では法律で立件前調解と立件後・審理前調解を明確に規定し、多元的な調解メカニズムを審理前手続に導入する提案があった。また、最高人民法院の 2009 年「訴訟と非訴訟がリンクした紛争解決メカニズムの構築・整備に関する若干の意

見」も立件前調解と立件後・開廷までの調解について規定しており、これらの調解は実務で良好な成果を上げていることから、司法実務の経験を法律レベルまで引き上げる提案もあった。

そこで、本条は、人民調解を経していない紛争が法院に提訴された場合、先行して調解を行うことができ、また人民調解を経たものの調解合意に達していない紛争が法院に提訴された場合も、当事者が要望することを基礎にして先行して調解を行うことができるとした。

先行調解の適用範囲は、主に人民法院による立件前又は立件後間もない調解である。当事者が人民法院に訴状提出し又は口頭提訴した後で人民法院が立件していないとき、事件の具体的状況に基づき人民法院は調解に適していると認めた場合、先行して調解を行うことができる。当事者が調解に同意しない場合、又は協議によって決定した時間、指定の時間内に調解合意を達成できない場合には、人民法院は法に基づき速やかに立件しなければならないが、事件を受理した後、開廷審理を未だ行っていない場合も、人民法院は依然として調解を行うことができる。

先行調解の要件は、①人民法院が「調解に適している」と認めることであり、「適している」の判断基準は、人民法院が事件の具体的状況に基づいて具体的に把握する。一般的に、家庭内の矛盾、近隣とのトラブル等、私人間のトラブルは調解に適しており、その他事件についても、事実関係が基本的にはつきりしており、当事者間の争いが大きくない場合は調解に「適している」。

また②当事者双方が先行調解を拒否していないことである（本条但書）。調解の基本原則の一つは当事者の自由意思であるから、もし当事者が調解に同意しない意思を明確に示していれば、未立案段階では人民法院は直ちに立件しなければならないし、既に事件受理・立件している段階では、直ちに法に基づき判決すべきである（第1次草案に但書はなかった

が、調解は当事者が望んだ場合に行われるべきであるとの指摘を受けて但書が追加された〔第2回審議報告書六項〕）。

この「当事者が拒否していない場合」には、当事者の明示の同意だけでなく、黙示の同意も含まれ、調解過程において、当事者が調解を明確に拒否しない場合、調解に同意したものとみなすことができるとする見解（参考文献①202頁）と、自由意思原則を強調して当事者における真実の意思表示の形式は黙示行為では足りず、明示行為であるべきであるとする見解（奚晓明・張衛平編「民事訴訟法新制度講義」207頁以下）がある。

※参考文献 ①p201～202, ②p203～204, ③p297～299

【提訴の審査】二十八、第111条を第124条に変更し、そのうちの「人民法院は本法第108条に適合する提訴は必ず受理しなければならない。以下の提訴については状況に応じて処理を行う。」を次のように改める。

第124条1項

人民法院は以下の提訴については状況に応じてその処理を行う。

同条2号

(二) 法律の規定に基づき、双方当事者が書面仲裁で仲裁申立に合意し、人民法院に提訴できない場合、原告に対して仲裁機関に対し仲裁を申し立てるよう告知する。

同条5号

(五) 判決、裁定、調解書が既に法的効力が生じている事件で、当事者が再度訴訟提起を行った場合、原告に対して再審の申立を告知する。但し、人民法院が訴え取下を許した裁定を除く。

本条は人民法院が行う提訴審査に関する規定である。

実生活の中には多くの紛争が存在するが、その全

てを民事訴訟形式により人民法院に提起できるわけではない。人民法院は当事者が訴状又は口頭で提訴した場合、本法第 119 条の訴訟提起条件に基づいて審査し、訴訟提起の条件に適合するものについては、必ず受理しなければならない。法定条件以外のその他の理由によって拒んではならない。訴訟提起の条件に適合しない場合は、受理しないが、それぞれの状況に応じて処理しなければならない。

2号につき、当事者が書面で仲裁合意した後に、さらに提訴した場合、人民法院は受理せず、当事者に仲裁合意に基づいて仲裁機関に紛争解決を申立てよう告知しなければならない。この点旧法では「法律の規定により、当事者双方が契約紛争について、自由意思により書面による仲裁合意を達成し、仲裁機構に対し仲裁を申し立てるものとし人民法院に対し訴えを提起することができない場合には、仲裁機構に対し仲裁を申し立てよう原告に告知する。」としていたが、本改正では、「契約紛争について」という限定が削除された。仲裁法第 2 条は「平等な主体である公民・法人及びその他の組織の間で生じた契約に係る紛争及びその他の財産権益に係る紛争については、仲裁を行うことができる」と規定しており、仲裁可能な紛争の範囲は「契約に係る紛争」のみに限られず、その他の財産権益に係る紛争も含まれるからである。

5号につき、本改正では、旧法の「判決、裁定」の他「調解書」に関する内容を追加するとともに、「原告に上訴に従って処理するよう告知する」を「原告に再審を申し立てよう告知する」に改めた。当事者が法定期間に一審判決、裁定に対して上訴を提起しない場合、又は上訴後、二審人民法院の判決、裁定が下された場合、当該一審判決、裁定及び当該二審判決、裁定は直ちに法的効力が生じ、上訴してはならない。当事者はこれを必ず履行しなければならない。当事者はこれを必ず履行しなければならない。当事者が既に効力が生じ

ている判決、裁定に誤りがあると認める場合は、一つ上級の人民法院に再審を申立て、再審手続によって解決するしかない（199 条）。

既に法的効力が生じている調解書については、本法第 201 条に基づき、当事者が、調解が自由意思の原則又は調解合意の内容に違反し、法律に違反することを証明する証拠を提出した場合は、再審を申し立てることができる。そこで法律制度の相互連携に鑑み、本条では「調解書」に関する内容を追加した。
※参考文献 ①p203～206, ②p205～208, ③p302～306

【審査期限】二十九、第 112 条を第 123 条に変更し、次のように改める。

第 123 条

人民法院は、当事者が法律の規定に基づき有する訴えを提起する権利を保障しなければならない。本法第 119 条に適合する訴えの提起については必ず受理しなければならない。提訴条件に適合する場合には、7 日以内に立案し、当事者に通知しなければならない。提訴条件に適合しない場合、7 日以内に裁定書を作成し、不受理としなければならない。原告が裁定に不服がある場合には上訴することができる。

本条は人民法院による提訴審査、受理の決定期間、及び不受理裁定に対する不服申立に関する規定である。

本改正では、当事者の訴訟上の権利保障に重点が置かれ、人民法院に対して 119 条所定の提訴条件に合致する場合は必ず受理するよう求めると同時に、人民法院の立件行為のさらなる規範化を図り、原告の訴えを立件しない場合には民事裁定書を作成するものとし、立件手続上から口頭で立件しない旨の裁定を下すという状況が発生するのを防止している。これは「案多人少」（事件数に比して法官数が少なく事件が滞留すること）や地方保護主義を背景に、人

民法院が訴状を受け取っても審査・立案を行わずに「机の中の抽出し案件」として放置されるという『立案難』現象を克服する趣旨である。⁸

本条の立件期間・不受理期間は、いずれも人民法院が訴状を受領した翌日から起算する。訴状内容に欠陥があり、人民法院が原告に補正を命じる場合、立件期間・不受理期間は補正後に人民法院に提出した翌日から起算する。上級人民法院から下級人民法院に、又は基層人民法院から関係人民法廷に移して受理する事件は、受訴人民法院又は人民法廷が訴状を受領した次の日から起算する。⁹

※参考文献 ①p202～203, ②p204～205, ③p299～302

【手続分流】三十、一条追加して第133条とし、その条文を次のように定める。

第133条

人民法院は、受理した案件につき、状況に応じて

⁸ 2011年11月9日付法制日報。これは①本来訴状受理して裁かなければならない事件が増えることを法院・法官がおそれて様々な理由を付けて受理の窓口を狭めたり、累積した事件が結審するまでは事件を受理しない、②事実が明らかでなく証拠不十分な場合、管轄権ある法院が他に存在する場合には受理しない等である。

地方保護主義とは、法院がその所在地である地元紛争当事者に有利な判断をして地元当事者をかばおうとすることであり、①地元企業・地元政府などが被告となった場合に地元側法院が訴えを受理しない、②受理しても裁判を引き延ばす、③執行委託を受けたときには協力しない行為等に現れるとされる。その主な原因としては法院が独立しておらず、地方政府等に人事・財政の権限を握られていることにあると指摘されている（高見澤磨「現代中国の紛争と法」81～82頁参照）。

⁹ 裁判実務において指摘されている司法統計対策での「年末における不立案・立案引き延し問題」に関連し、複雑・敏感な事件の受理については、正確に法律と司法解釈、事件受理基準への理解を強化し、認識が分かれる事件については、すぐに上級法院に報告して受理基準の統一を図る必要がある。各級法院は法律と司法解釈規定による立案条件・審査期限を厳格に執行すべきであり、立案引き延ばしを行ってはならないこと。故意に立案引き延ばしや不立案等の違法行為があった場合には、上級法院に直ちに通報すべきであり、厳しく正して審判規律と関係規定により関係者の責任を追究しなければならないとの指摘もある（最高人民法院民事訴訟法改正研究グループ編著「修改条文理解と適用」289頁）。

以下の処理を行う。

（一）当事者に争いがなく、督促手続規定の条件に適合する場合には、督促手続に入ることができる。

（二）開廷前に調解できる場合、調解方式を採用して速やかに紛争を解決する。

（三）案件の状況に基づき、簡易手続又は通常手続の適用を確定する。

（四）開廷審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。

本条は開廷前準備手続による手続分流に関する規定である。

開廷前準備手続は、民事訴訟手続全体の重要な構成部分であり、法廷尋問を中心とする近代的な民事訴訟手続構造を構築する上での重要な基礎であることから、本改正の重要な内容の一つである。本条は開廷前準備手続における事件処理の具体的内容を規定し、以下4点が含まれる。

1 本条第1号は、当事者間に争いがなく、かつ督促手続適用条件に合致している事件については、督促手続に移る、とする。

この点、1991年民訴法で督促手続が設けられたが、同制度は、司法実務において十分有効に利用されていなかった。その原因は、債務者が支払命令に対して異議を申立てると督促手続終了の裁定を下さなければならず、支払命令は自動的に失効し、債権者は改めて提訴しなければならなかったことである。これは、人民法院が支払命令申立に対して行う審査が意味を持たず、訴訟手続中で事件に対し再度改めて審理せざるを得ないことを意味するが、かかる業務重複は、司法資源の浪費を招く。また督促手続と訴訟手続とを連携する手続がなく、督促手続終了の場合、当該紛争を訴訟手続に直接移すことはできず、債権者は必ず改めて提訴しなければならない。これにより債権者の訴訟コストが増し、債権者は督促手続利用に対して消極的であった。

かかる背景を鑑み、本改正では督促手続のさらな

る整備を図った。まず、督促手続の適用範囲拡大である。本条第1号の「督促手続に定める条件に適合する」とは、第214条第1項の督促手続の適用要件、すなわち「債権者は債務者に対する金銭、有価証券の給付請求が以下の条件に合致する場合、管轄権を有する基層の人民法院に支払命令を申し立てることができる。(一) 債権者と債務者にその他の債務に係る紛争がない場合。(二) 支払命令を債務者に送ることができる場合」であり、同時に債権者は本法規定により支払命令を申し立てる。

また、本改正による督促手続の整備は、督促手続と訴訟手続の関連性を備えた規定にも体现されている。すなわち、本法第217条に基づき、人民法院は債務者の書面による異議申立に対して、督促手続の終了裁定を当然のこととして下すのではなく、まず審査を行い、異議が成立する場合は、終了裁定が下され、支払命令が自動的に失効する。支払命令が失効した時は、支払命令を申し立てた債権者が訴訟提起に同意しない場合を除き、当該紛争は訴訟手続に移る。

2 本条第2号は開廷前の調解について定める。民事訴訟の各段階に調解は予定されており、まず立件前の先行調解について本法第122条が「当事者が人民法院に提訴した民事紛争について、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。但し、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。」と規定している。

次に開廷前の調解につき本条第2号が「開廷前に調解が可能な場合」は調解方式を講じて速やかに紛争を解決すると定め、さらに開廷審理後の調解について本法第142条が「法廷弁論が終結した場合には、法により判決をしなければならない。判決前に調解することができる場合には、なお調解をすることができる。調解が不調である場合には、遅滞なく判決しなければならない。」としている。

なお、本条第2号の開廷前に「調解が可能な場合」

を如何に理解するかについても、やはり自由意思と合法原則（第9条）に従うべきであり、当事者が調解を拒否した場合は、当事者の意思を尊重して、速やかに開廷審理を行わなければならない。

3 本条第3号は人民法院による事件の審理手続の確定に関する内容である。民訴法は簡易手続適用条件について明確に規定している。第1に「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」である。上述の基準はこのような事件を受理する基層人民法院及びその派出法廷が判断する。第2に上述の民事事件以外に「当事者双方も簡易手続の適用を取り決めることができる」というものである。

第3号の「事件の状況に基づき」とは、人民法院による事件に対する「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」に属するか否かの判断が含まれるだけでなく、当事者双方が簡易手続適用を取り決めているか否かも含まれる。たとえ事件が「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件」に属さなくても、当事者双方が簡易手続適用を取決めた場合も、人民法院は簡易手続を採用・審理することができる。事件の審理手続は主に事件の性質に基づいて確定すべきであり、たとえ当事者が簡易手続適用を取決めたとしても、人民法院は審理過程で、事件に簡易手続を適用すべきでないことを発見した場合は、普通手続に移す裁定をしなければならない。

4 本条第4号は、開廷審理を行う必要がある場合の処理（開廷審理前の証拠交換と争点明確化）について定める。実務では、2002年「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」施行後、多くの人民法院では開廷前手続、特に開廷前の証拠交換について大胆な改革が行われている。開廷前の証拠交換を通じて、争点を明確にして尋問の効果を高めることは、法官の正確な判断と事実認定に有利に働き、

それにより審理の質が向上し、二審・再審の可能性が減少し、紛争が迅速に処理されることになる。このほか、証拠交換を通じて、当事者双方は所持する証拠及び審理結果・勝敗について予想することができ、法官が多少促せば、紛争を法廷尋問前の解決できる可能性も高まる。

※参考文献 ①p215～220, ②p217～219, ③p319～326

【法廷調査順序】三十一、第124条を第138条に変更し、第3号、第4号を次のように改める。

第138条第3号

- (三) 書証, 物証, 視聴資料及び電子データの提示
- (四) 鑑定意見の朗読

本条は、法定調査順序に関する規定である。

法廷調査は人民法院が法定手続により法廷で事件の事実調べを進め、各種証拠を確かめる訴訟活動である。法廷調査順序の規範化を進めることは、法定秩序の規範化及び当事者の合法的権益保護において重要な意義を有するとともに、法廷審理の秩序ある進行に有利でもある。

1 証拠書類, 物証, 視聴資料及び電子データの提示 (本条第3号)

本法68条により、証拠は法廷で提示するとともに、当事者が相互に質証しなければならず、質証を経ていない証拠は事実認定の根拠としてはならない。したがって、証拠等はいずれも法廷で提示しなければならないが、現代の情報技術発展と司法実務ニーズに適応するため、電子データという証拠形式を追加したので(63条)、これに呼応して本条は法廷調査段階における電子データ証拠提示に関する規定を追加したものである。電子データ証拠は通常各種電子媒体に保存されており、人々が直接認識することが難しく、改竄もされやすいことから、電子データ証拠については、原始性・真実性の確保という面の困難が存在している。法廷調査で電子データ証拠を提

示する際に、人民法院は電子データの特殊性を十分に考慮し、当事者による電子データ証拠提示の条件を整えなければならない。

2 鑑定意見の朗読 (本条第4号)

本改正では、旧法の「鑑定結論」を「鑑定意見」に改められた(67条3号の解説参照)。開廷審理の前に、人民法院が専門的問題について、鑑定を行う必要があると判断した場合は、鑑定を行わなければならない。開廷審理の際には、鑑定意見を読み上げ、当事者及びその訴訟代理人に鑑定状況と鑑定意見を理解させなければならない。

※参考文献 ①p224～227, ②p224～226, ③p332～336

【判決書の内容】三十二、第138条を第152条に変更し、第1項中の「判決書は以下の内容を明記しなければならない。」を次のように改める。

第152条1項

判決書には判決結果と当該判決の理由を明記しなければならない。判決書の内容には次の各号に掲げる事項が含まれる。

同項第2号

(二) 判決で認定した事実及びその理由、適用した法律及びその理由。

本条は判決書の作成に関する規定である。

1 1項本文

判決書については、当事者に判決結果は何かを理解させる必要があるとともに、なぜ当該判決が下されたかを説明する必要がある。こうして初めて、より良い形で当事者が判決に従い、訴えをやめるよう促すことができるからである。もっとも実務においては、判決結果を明記することに重点を置き、当該判決の理由を説明していないか説明が少ない判決書が見られ、これにより当事者の判決に対する疑問が生じやすくなり、最終的に司法の権威が損なわれる状況が生じている。そこで本改正では、判決書は判

決の理由を明記しなければならないという点をより一層明確に規定し、これにより人民法院による判決書の論理性を増強し、その質を不断に向上させ、当事者と社会・公衆の司法判決に対する承認度の向上促進に有利に働き、当事者の合法的權益を保護し、司法の權威を高める上でも重要な意義を持つ。

2 判決が認定した事実と理由、適用した法律と理由（本条2号）

この点、旧法138条2号は、判決書には「適用した法律」を明記しなければならないと規定しており、実務においても一部判決書は事実認定したあとに関連法律条項を直接引用して判決を下すが、該条項の適用根拠を説明せず、当事者の紛争の法律問題に関する分析・説明を具体的に示さず、説得力に欠ける例がみられた。しかし判決書は、当該判決で適用した法律を明確にし、当事者に当該判決の基準を理解させなければならないし、どの法律を、どのように適用するかは、人民法院が判決を下す際に考慮する必要がある重要な内容である。

そこで本改正では、さらに事実を認定した理由だけでなく法律の適用に関する理由も説明しなければならないとした。この規定により判決書の論理を説明する部分の内容が完全なものとなり、人民法院が判決を下す際に、法律を識別し、論理を分析する上で有利に働き、当事者に当該判決を下す上での事実と法的根拠をより理解させ、裁判の質を高めることができる。

※参考文献 ①p244～247, ②p248～251, ③p361～366

【裁定の適用範囲と内容】三十三, 第140条を第154条に変更し, 第1項第9号, 第2項, 第3項を次のように改める。

第154条1項9号

(九) 仲裁判断の取消又は不執行。

同条2項

前項第1号から第3号までの裁定については上訴することができる。

同条3項

裁定書には裁定結果とその裁定の理由を明記しなければならない。裁定書は法官と書記が署名し, 人民法院の印章を押印する。口頭裁定の場合, 記録書に記入する。

本条は裁定の適用範囲, 上訴の可否及びその形式と内容に関する規定である。

裁定書は, 民事訴訟手続の進展方向及び事件の結果を決定付ける法律文書となり, 判決書と同様の既判力, 確定力, 執行力を有するものであり, その重要性は判決書に劣らないことから, その適用範囲等の重要な問題について規定を定める必要がある。

1 仲裁判断の取消又は不執行（第9号）

人民法院による仲裁判断の取消裁定の制度については, 現在, 例えば仲裁法第58条, 労働争議調解仲裁法第49条等の関連法規定に基づき, 当事者は法に従い, 人民法院に仲裁判断の取消を申立てることができる。人民法院は仲裁判断に法の定める取消事由があると認識した場合, 仲裁判断を取消す裁定を下さなければならない。そこで, 本条第1項第(9)号にも, 裁定の仲裁判断の取消の適用に関する規定を新たに追加し, 関連法の規定にリンクさせ, 裁定の適用範囲に関する規定の完全化を図ったものである。

当事者が執行を申立てた仲裁判断について, 本法第237条及び第274条に定める状況の一つに該当する場合, 人民法院は審査, 事実確認を経て, 仲裁判断の不執行の裁定を下さなければならない。仲裁判断の取消又は不執行の裁定はひとたび下されると, 直ちに法的効力を有し, 当事者は上訴・不服申立もできない。

2 裁定書の内容

裁定書は人民法院による事件の審理過程で発生する, 手続的問題に対して下す処理決定である。この点, 判決書の記載事項に関する本法第152条は, 判

決結果と当該判決の理由を明記しなければならないと規定しているが、判決書と同様に裁定書も当事者の権利義務に影響を及ぼすものである。もともと旧法140条はもともと、裁定書の記載内容は規定していなかったもので、裁定書の作成のさらなる規範化を図り、人民法院の裁定書の質を高め、裁定書の公開性・論理性を強化し、当事者の訴訟過程における合法的權益を擁護するため、本改正では、裁定書に裁定結果と当該裁定の理由を明記しなければならないとの規定を追加した（本条第3項）。

※参考文献 ①p248～251, ②p252～255, ③p367～372

【裁判文書の公開】三十四、一条追加して第156条とし、次のように定める。

第156条

公衆は法的効力が発生した判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家機密、商業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。

本条は裁判文書の公開に関する規定である。裁判文書には人民法院が審理する事件の裁判活動、裁判理由、裁判根拠、裁判結果等の内容が記録されている。裁判文書の公開は、裁判公開制度の重要な内容の一つであり、裁判の質の向上、法の解釈と判決に服すること等に対して、重要な役割を持つ。具体的には以下の数点が挙げられる。第1に、裁判文書公開によって、公衆にその内容を知らせ、人民法院による裁判公開原則の効果的な実施を促進し、司法における意思決定の透明性と司法公開の価値を実現することができる。第2に、裁判文書公開によって、法官の責任感増強が促進され、一つ一つの判決に慎重に対応するようになり、事件処理の質が絶えず高まり、公衆の司法に対する信頼と支持を最大限勝ち取ることができる。第3に、裁判文書公開によって、当事者、一般民衆、専門家等の司法ニーズを満たすことが可能となり、法律知識の普及と理論研究に向

けて、重要な資料ソースを提供し、法学の発展を促進することができる。第4に、裁判文書公開は各レベルの人民法院間の相互交流、学習を図る上で、及び互いに参考にし合う上でも有利に働き、司法基準の統一、司法水準の向上にも有利である。

本改正の過程において、弁護士業界、専門家等、さまざまな方面から、裁判文書公開に関する規定を追加し、裁判公開制度のさらなる整備を図ることで、人民法院の裁判の質を高め、司法の権威を増強すべきであるという意見が出された。各方面の意見を総合的に考慮し、中国における司法実務経験を結び付け、関連国・地域の裁判文書公開をめぐる科学的方法を合理的に参考とし、本条は、公衆は法的効力が生じている判決書、裁定書を閲覧することができるが、国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容は除くと規定した。

1 裁判文書公開の範囲

この点、法は当事者（第49条）及びその訴訟代理人（第61条）に閲覧権を付与しているところ、これは殆ど全ての訴訟資料及び法律文書が当事者の訴訟上の権利と実体的権利の保護の問題に関わることから、その合法的權益保護のために当事者及びその代理人の閲覧権を保障したものである。

本条に定める公衆閲覧権と本法第49条・第61条との違いとして以下の点が挙げられる。第1に、閲覧主体が異なり、本条の「公衆」とは、訴訟当事者及びその代理人以外の者を指す。本条は主に人民法院の司法活動をめぐる司法の公開、社会・公衆の監督という観点から打ち出された規定であるため、本事件との利害関係の有無にかかわらず、公衆はいずれも本条に基づき、法に従って、効力が生じている判決書、裁定書を閲覧することができる。第2に、閲覧範囲が異なり、本条による公衆閲覧の対象は法的効力が生じている判決書、裁定書であり、判決書、裁定書以外の法律文書は本条による閲覧範囲には属さない。また、人民法院が既に判示してはいるもの

の、未だ法的効力が生じていない判決書、裁定書も、本条による閲覧範囲には属さない。他方、当事者は訴状、答弁書、法廷記録、法廷で示された関連証拠等の関連資料と法律文書を閲覧・複製することができる。訴訟代理人は訴訟の中で、訴状、答弁書、法廷尋問記録及び各種証拠資料等を閲覧、摘録、複写することができる。第3に、秘密にかかわる内容の扱いが異なる。本条により公衆は国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーに関わる内容を閲覧する権利を持たない。他方で関連規定は当事者及びその代理人による当該事件中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容の閲覧は禁止していない[例えば、2002年「最高人民法院の訴訟代理人による民事事件資料の閲覧に関する規定」は、事件資料中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーを閲覧する場合、訴訟代理人は秘密を保持しなければならないとしている]。

2 裁判文書公開の方式

本条による裁判文書公開を有効に実施するため、人民法院は相応措置を積極的に講じ、法的効力の生じている判決書、裁定書を公衆が閲覧する権利を保障しなければならない。中国では、人民法院は司法実務の状況に基づき、法に従って種々の方式を採用し裁判文書を公開することができる。

裁判文書公開は人民法院が必ず遵守しなければならない法律規定であり、人民法院は実際の状況に基づき、法に従って、さまざまな方式を採用して裁判文書を公開することができるが、不合理な条件を設けたり、制限したりしてはならない。人民法院は裁判文書を公開する際、適時性を確保し、合理的期間内に公開しなければならず、理由なく遅らせてはならない。同時にまた、人民法院は公衆が閲覧する、効力が生じている裁判文書の規範性を確保し、公衆が閲覧する裁判文書が法律等の規定に合致する書式となるようにし、閲覧が禁止されている内容を除き、提供する裁判文書の関連内容の完全性等を保障しな

ければならない。

3 国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーの保護について

裁判文書中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容について、公衆は閲覧する権利を持たない。人民法院は裁判文書を公開する際に、技術的な手段によって、裁判文書中の国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかわる内容を隠さなければならない。¹⁰

※参考文献 ①p253～257, ②p257～260, ③p374～379

第10 簡易手続

【簡易手続の適用】三十五、第142条を第157条に変更し、一項を追加して第2項とし、その内容は次のように定める。

第157条2項

基層人民法院及びその派出法廷が前項規定外の民事案件を審理する場合は、当事者双方の約定によって、簡易手続も適用できる。

本条は簡易手続の適用範囲に関する規定である。簡易手続は普通手続に相對するもので、提訴手続、当事者の召喚方式、審理手続及び事件受理から終結までの期間等の面で簡略化が図られている。簡易手

¹⁰ この点、最高人民法院「司法公開に関する6項目の規定」は、裁判文書が公民・法人及びその他の組織の正当な権利を保護するため、公開を予定する裁判文書中の関連情報に対して必要な技術的処理を施すことができる」と規定する。また、最高人民法院の2010年「人民法院のインターネットによる裁判文書の公開に関する規定」は、人民法院がインターネット上で裁判文書を公開するに際して、当事者の住所、連絡先、身分証番号、銀行口座等の個人情報、及び証人、訴訟参加者、当事者親族の個人情報について、相応の技術的処理を行なうべきであるとしている（商業秘密やその他インターネット上での公開にふさわしくない内容についても同様）。人民法院は、裁判文書送達の際にも当事者に当該裁判文書のインターネット公開に関する告知を明確に記載すべきである。他方、当事者はインターネットでの不公開請求を明確にするため書面により意見提出すべきであり、人民法院は当該理由が正当であると認めた場合、インターネットによる公開をしてはならない（参考文献①256～7頁）。

続の適用は普通手続に比べて訴訟費用が低く、「訴訟費用納付規則」第16条は「簡易手続を適用して審理する事件については事件受理费を半減する」と規定している。簡易手続の適用範囲の中に、当事者の手続選択権を追加することで、当事者が簡易手続と普通手続の長所短所について比較判断した後、能動的に手続選択を行えるようにすることができる。またその一方で、簡易手続の適用範囲の拡大は、訴訟効率の向上、司法資源の合理的な配置に有利に働くものである。

1 本条第1項は簡易手続の強制的適用の条件と範囲について規定する。簡易手続は基層人民法院とその派出法廷に適用し、中級以上の人民法院に簡易手続は適用されない。また簡易手続は単純な民事事件、すなわち「事実がはっきりしており、権利義務関係が明確で、争いが大きくない事件」にのみ適用することができる。

2 そして本改正では、当事者の簡易手続に対する手続選択権を追加規定し、本条第2項で、基層人民法院及びその派出法廷が第1項に定める以外の民事事件を審理する場合も、当事者双方は適用簡易手続適用を約定できると規定した。

新たに追加された第2項には以下のいくつかの概念が含まれる。

第1に、当事者の手続選択権は基層人民法院及びその派出法廷で審理される民事事件にのみ適用し、中級以上の人民法院が審理する民事事件に当事者の手続選択権は適用されない。第2に、当事者による手続選択権の行使、簡易手続適用は、当事者双方による約定を前提とし（約定方式は口頭でも、書面でもよい）、原告又は被告の一方のみが簡易手続の適用を選択する場合は、簡易手続を適用することはできない。

第3に、当事者の手続選択権は、民事訴訟法に基づいて普通手続を適用する民事事件に限られ、当事者はその長所短所の比較判断を経て、簡易手続の適用

について約定することができる（逆に規定に基づいて簡易手続が適用される民事事件について、当事者は普通手続適用を約定することはできない）。

第4に、当事者双方が簡易手続適用について約定したからには、人民法院は簡易手続を行わなければならない。本項に基づき、当事者が簡易手続の適用を選択する場合、当然のことながら、その簡易手続適用は人民法院による審査・同意を前提としない。

※参考文献 ①p257～260, ②p261～262, ③p381～385

【簡易手続の召喚、送達、審理】三十六、第144条を第159条に変更し次のように定める。

第159条

基層人民法院及びその派出法廷は、審理が簡単な民事案件を審理する場合、簡便な方法で当事者と証人を呼び出し、訴訟文書を送達し、案件を審理することができる。但し、当事者に意見陳述する権利を保障しなければならない。

本条は、簡易手続が簡便な方式によって、召喚、送達及び事件審理が可能となることに関する規定である。簡易手続は簡便ではあるが、それにより公正さを犠牲にしたり、効率を低下させることは許されず、他方で人民法院への圧力緩和を図るため効率のみを唯一の価値として当事者の意思を顧みずに強制的に適用することができる制度になれば、その価値は全く無意味になる。そこで本改正では、簡易手続の簡便な方式によって、訴訟文書の送達、事件の審理が可能となることを追加規定するとともに、簡易手続適用にあたって当事者の意見陳述権を保障しなければならないことを明記した。本条には以下の内容が含まれる。

1 簡易手続を適用して民事事件の審理を行う場合、人民法院は簡便な方式によって当事者及び証人を召喚することができる。この点、普通手続で審理を行う場合、人民法院は必ず法定期間内に、法定の召喚

状を発する方式で当事者、証人に出廷するよう召喚しなければならないし、公開審理の場合は、さらに当事者の氏名、事件の原因・由来及び開廷時間、場所を公告しなければならない。他方、簡易手続を適用して審理を行う場合は、当事者、証人に出廷するよう召喚する際に、召喚状を発する方式を採用することも、簡便な方式を採用して随時召喚することもできる。簡便な方式とは、電話による通知、口頭による通知を指し、農村においては、有線放送による通知等、フレキシブルな方式で当事者、証人を召喚することもできる。また、簡易手続を適用して審理を行う場合、人民法院は簡便な方式によって訴訟文書を送達することもできる。

2 簡易手続を適用して審理を行う場合、人民法院は簡便な方式によって事件を審理することができ、普通手続による審理手続の厳格な制限は受けない。この点、普通手続適用事件では必ず審理前の準備段階を経なければならず、開廷3日前までに、当事者及びその他訴訟参加者に通知しなければならない。しかし簡易手続適用事件については、出廷と同時に審理を行うことができ、審理前の準備段階を経る必要はなく、開廷3日前までに、当事者及びその他の訴訟参加者に通知するという制限も受けない。次に、普通手続適用事件では、法廷調査、法廷弁論は2つの独立した段階であり、共に法定の順序があり、開廷審理は必ず法定の段階・順序に厳格に従わなければならない。しかし簡易手続適用事件では、審理において法廷調査、法廷弁論の二段階を厳格に区分する必要はなく、その前後の順序による制限も受けず、法官は事件の状況に基づき、法廷調査と法廷弁論を結合して行い、審理手続を柔軟にコントロールすることができる。

3 以上のように簡易手続を適用して民事事件の審理を行う場合、人民法院は簡便な方式で当事者及び証人の召喚、訴訟文書の送達、事件の審理を行うことができるが、当事者の意見陳述権を保障しなけれ

ばならない。

※参考文献 ①p261～262, ②p263～265, ③p386～389

【小額訴訟】三十七、一条追加して第162条とし、次のように定める。

第162条

基層人民法院及びその派出法廷による審理が、本法第157条第1項所定の簡単な民事事件に適合し、訴訟価額が各省、自治区、直轄市前年度の就業者年平均賃金の100分の30以下の場合、一審終審で行う。

本条は小額訴訟手続の適用範囲及び同手続の一審終審制に関する規定である。

広範囲に多数存在する民事紛争を速やかに解決するため、一部地域で行われてきたモデル試行及び海外の優れた方法を参考に、簡易手続の適用条件に合致した事件について小額訴訟制度を設ける規定が検討されたが、特に小額訴訟事件の訴額をどう定めるかが本改正の重点問題の一つとなった。

1 小額訴訟制度の立法理由として以下の3点が指摘されている。

(1) 人民法院による民事事件裁判の現状

中国の市場経済の発展と人々の権利意識の増強に伴い、さまざまな利益主張によって生じる紛争が訴訟という形で大量に司法手続に流入し、人民の司法に対するニーズが日増しに高まっている。この点、2008年～2010年上半期における全国の人民法院の各種民事事件結審件数は年平均で597万5,800件に上り、その前5年間の年平均結審件数に比べて22.82%増加している。事件の大幅な増加によって人々の高まり続ける司法ニーズを満たすことが難しくなれ、「案多人少」(事件が多く裁判人員が少ない)という人民法院の抱える矛盾が一層浮かび上がっている。訴訟事件件数の増加により、人民法院に大きな圧力が加わり、事件の放置、訴訟の遅れ、訴訟コストの上昇等、さまざまな問題がもたらされる一方

で、よりスピーディーかつより低コストな訴訟手続に対する人民のニーズが一層差し迫ったものとなっている。

(2) 国外の民事訴訟手続の新たな発展

1960年代以降、西側諸国、ひいては世界全体で、民事訴訟制度改革の進展が絶えず加速しており、改革の重点が訴訟効率の向上、訴訟コストの引き下げ、訴訟当事者への便宜等の面に集中した。多くの国・地域が「正義へのアクセス」「司法の大衆化」といった運動を展開し、事件を複雑なものと同様なものに分け、簡略化単純な事件の裁判手続簡略化が改革の主流となった。その中で採用された主要措置の一つが小額訴訟手続の設置であり、米国、英国、ドイツ、イタリア、フランス、日本、韓国、台湾等がいずれも同種訴訟手続の関連規定を設けている。

(3) 小額訴訟手続の手続的価値

まず、小額訴訟手続は大衆を司法に近づける。当事者は司法手続を用いて、要求を主張するとき、必然的にコストの問題を考えるが、裁判が如何に完璧に正義を実現しようとも、支払う代価が非常に高ければ、人々は往々にして裁判による正義の実現という希望を放棄するしかなくなる。小額訴訟手続の最も核心的な価値は、訴訟手続の簡略化、訴訟効率の向上により、訴訟コスト(経済的・時間的コストを含む)を事件の複雑さに適応させ、当事者に訴訟の利害得失を比較判断させた後に、司法手段によってその要求を実現できるようにし、「人々を利する司法」を体現することにある。

次に、小額訴訟手続により、司法資源の合理的配置が可能となる。社会全体の司法資源の有限性から、さまざまな事件に焦点を合わせた司法資源をいかに合理的に配置するかは、手続設計の際に考慮しなければならない問題である。そして広く行われている方法は、事件の複雑さの度合いに基づき、適用手続を区分するという方法であり、各国の民事訴訟制度ではいわゆる「費用の相当性の原則」を採用し、事

件の金額に基づき、紛争を分類し、それぞれ複雑さ、単純さが異なる手続を適用することで、事件の重要性と訴訟に関する消費が基本的に同じになるようにされている。

要するに、小額訴訟手続の確立は、限りある司法資源の効果の最大化を具体的に表すものであり、簡易手続の革新と発展は、単なる手続の単純化、無秩序化ではなく、手続的正義、手続理念及び手続的価値に対する尊重に基づき、手続により多くの時代的特徴を与えるものである。

2 本条は以下の6つの内容を規定している。

(1) 小額訴訟手続は基層の人民法院及びその派出法廷が審理する民事事件にのみ適用することができる。同手続が「簡易手続」の章に規定されていることがその理由である。

(2) 小額訴訟手続は単純な民事事件に適用する。小額訴訟手続を設ける目的が、小額で単純な民事事件に一層便利かつスピーディーで経済的な訴訟手続を提供することにあるからである。このため、小額訴訟手続の適用範囲は、必ず事実関係および権利義務関係が明確で、争いが大きくない単純な民事事件でなければならない。

(3) 小額訴訟手続を適用する訴訟物価額は各省、自治区、直轄市の前年度における都市部の組織・部門の就業者の年平均賃金の30%以下の単純な民事事件とする。

本改正においては、小額訴訟の対象価額を如何に確定するかについて大きな議論があった。そこで立法過程では海外の立法例及び中国国内における司法実務で受理された民事事件の目的物価額の状況

(2011年4月から最高人民法院が各地でモデル試行を開始)等について検討を行った。特に最高人民法院がモデル試行を行った状況報告から見ると、目的物価額が1万元以下の民事事件が一審民事事件に占める比率は2.04%~5.57%であり、「小額」の基準を1万元前後に定めることが比較的適当であると認

識され、第1次草案では5000元以下、さらに第2次草案では1万元以下とする絶対額基準も示されていたが、中国では国土が広く地域ごとに経済・社会の発展状況が大きく異なっているため、画一的方式を採用すべきではなく相対額で定める方が実際のニーズにより合致しているとの認識に至った。

こうして本条では、基層人民法院及びその派出法廷が本法第157条第1項の規定に合致する単純な民事事件を審理する場合で、目的物価額が各省、自治区、直轄市の前年度の就業者の年平均賃金の30%以下である場合を小額事件の対象と定めた。このように各省、自治区、直轄市の前年度の就業者の年平均賃金を指標とする一定比率に基づき、小額訴訟事件の適用基準を確定することで、各省の経済発展状況に適応することができる一方、各省、自治区、直轄市の経済発展状況によって、毎年調整を行うことが可能となる。具体的な適用価額は、最高人民法院が以上の基準に基づいて毎年公表する。¹¹

(4) 小額訴訟手続は、その迅速・簡便という特徴により、普通手続や簡易手続とは異なる特殊な審級制度を備えることが求められ、一審終審制度で行われる。すなわち、小額訴訟対象事件の目的物価額が比較的小さいことを考慮し、民事紛争を迅速に解決するとともに、「案多人少」という法院の矛盾を減らすため、小額訴訟は二審制で行う必要はないこと、小額訴訟を二審制で行えば簡易手続との区別もなくなり、小額訴訟制度を設ける意義も乏しくなるからである。

(5) 小額訴訟に対する救済手段に関しては、小額

¹¹ 第2回審議報告書七項、第3回審議結果報告書四項。国家统计局のデータによれば、2011年の全国都市部における就業者平均年収は41,799元であり、その30%は、全国の大多数の省・自治区・直轄市において12,000元余となる。このうち高額の地域、例えば2011年の北京市は平均年収75,482元、上海市は平均年収75,591元ではいずれもその30%が22,000元余であり、最も低額の地域、例えば黒竜江省は平均年収31,302元でその30%は9,300元余となる。よって最終的に小額訴訟手続を適用する価額基準は経済が比較的発達した地域は2万元前後で、大部分の地域が1万元前後となることが分かる。

訴訟モデル試行に関連する「最高人民法院の一部基層人民法院による小額速裁試行活動の展開に関する指導意見」が検討されたところ、同意見では、当事者は小額訴訟判決に不服がある場合、一審人民法院に異議を申し立てることができるというものであった。立法過程では、一審制での異議申立方式では、同レベルの人民法院が異議に対して再度審査を行うため救済機能が比較的弱く、当事者の正当な利益保護に不利であるとの認識に至った。そこで小額訴訟裁判の公正を保障するために既存の裁判監督手続とリンクさせ、小額訴訟は一審終審制で実行しつつ、当事者に一審判決、裁定に不服がある場合、民訴法第200条に定める状況があれば、当事者は再審申立が可能である。

(6) 簡易手続のその他の簡易性を体現している規定(口頭提訴可能、即時審理、簡便な方式による当事者及び証人の召喚、訴訟文書の送達、事件の審理、法官1人による単独審理、法廷調査、法廷弁論手続の制限を受けないこと等)も小額訴訟手続に適用される。本改正では、小額訴訟手続を「簡易手続」の章に置くことで、小額訴訟手続が簡易手続に比べて、より簡易迅速であるという手続上の特徴については、具体的には規定しなかったものである。

※参考文献 ①p264~274, ②p267~271, ③p391~405

【簡易手続の普通手続への変更】 三十八、一条追加して第163条とし、次のように定める。

第163条

人民法院の審理過程において、事件が簡易手続適用に相応しくないことが判明した場合、通常手続への変更を裁定する。

本条は簡易手続の普通手続への変更に関する規定である。

簡易手続を適用審理することが確定した民事事件について、人民法院が審理過程において、当該事件

の状況が複雑であり簡易手続を適用審理すべきではないことを発見する状況が生じる可能性がある。本条は、このような場合に人民法院が不適切な手続適用するのを防止するため、人民法院に簡易手続から普通手続への変更の裁定を下す権利を付与することを定めたものである（第3回審議結果報告書四項）。

この点、本改正以前においては、民事訴訟法では簡易手続から普通手続への変更については明確な規定がなかった。しかし簡易手続を適用する民事事件については、裁判過程において、状況に変化が生じ、事件の内容が複雑化する可能性があったり、又は人民法院が審理過程においてももとは内容が単純であると考えていた事件が実は複雑であることを発見したりすることがある。立法に関する調査・研究では、司法実務における簡易手続から普通手続への変更には、主に以下の状況があることが判明した。第1に、当事者が訴訟上の請求を変更又は追加したことにより、事件の内容が複雑化した場合。第2に、当事者が法に基づき、人民法院に証拠調べを申請し、証人の出廷を申立てた等の原因によって事件が3ヵ月以内での事件結審が難しくなった場合（第161条対照）。第3に、応訴通知書を直接送達又は留置送達できず、公示送達する必要がある場合。第4に、事件は比較的単純で目的物価額は大きくないものの、同種事件を代表しており、大量の同様・類似事件の審理に影響を及ぼす可能性がある場合。第5に、事件は比較的単純なもの、基本的生産・生活にかかわり、集団的な事件を引き起こす可能性がある事件の場合、等である。

※参考文献 ①p274～275, ②p271～272, ③p405～406

第11 第二審手続

【第二審の審理方式】三十九、第152条を第169条に変更し、第1項を次のように定める。

第169条1項

第二審人民法院は、上訴事件については、合議廷を構成し、開廷審理しなければならない。記録の閲覧及び調査並びに当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議法廷が、開廷審理をする必要がないと認めるときは、開廷審理を行わなくてもよい。

本条は第二審の審理方式に関する規定である。

第二審人民法院は上訴事件について原則として開廷審理を行わなければならないところ、本改正では例外的に開廷審理を行う必要がない状況についての改正を行った。この点、旧法第152条1項では「第二審人民法院は上訴事件に対して、記録の閲覧・調査、当事者への質問を経て、事実が照合により明らかとなった後に、合議廷は開廷審理を行う必要がないと判断した場合、直接に判決又は裁定を行うことができる。」と規定されていたところ、立法過程においては、実際の民事事件の多くが第二審では開廷審理を行わずに書面での裁判が行われているところ、現行法では民事事件の第二審で必ず開廷審理を行わなければならないか否かに関する規定が不明瞭なため、第二審における開廷審理条件をより明確化すべしとの意見が出されていた（第2回審議報告書八項）。

そこで新法は、第二審の開廷審理条件をより明確化し、当事者の訴訟上の権利と実体的権利の更なる保障を図るため、第二審人民法院が上訴事件に対して、開廷審理を行わない決定をするためには、必ず当事者が新たな事実、証拠又は理由を提出しないことを前提としなければならず、この前提下で記録の閲覧・調査、当事者への質問を経て、開廷審理を行う必要はないと判断して初めて、開廷審理を行わない決定ができるとした。よって、当事者が上訴した際に新たな事実、証拠又は理由を提出した場合、二審人民法院は必ず開廷審理を行わなければならないことになる。

※参考文献 ①p284～285, ②p281～282, ③p420～421

【第二審の裁判】四十、第153条を第170条に変更し、次のように改める

第170条

第二審人民法院は上訴事件について、審理を経て、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ処理する。

(一) 原判決、原裁定の認定事実が明らかで、適用の法律も正確である場合には、判決、裁定の方式で上訴を棄却し、原判決、原裁定を維持する。

(二) 原判決、原裁定の認定事実に誤りがある、又は適用の法律に誤りがある場合には、判決、裁定の方式により、法に基づいて改めて判決し、変更又は取消を行う。

(三) 原判決の認定した基本事実が明らかでない場合、原判決の取消を裁定し、原審人民法院に差し戻して審理させ、又は事実を明確にした後に原判決を変更する。

(四) 原判決が、当事者を遺脱し、又は違法な欠席判決等法定手続に著しく違反している場合には、原判決の取消を裁定し、原審人民法院に差し戻して審理させる。

原審人民法院が差戻審理の事件に対して判決した後、当事者が上訴した場合、第二審人民法院は再び差戻審理としてはならない。

本条は第二審上訴事件に対する判決、裁定に関する規定であるところ、本改正では第二審法院が原審法院に差戻審理させる場合を制限した。

この点、旧法第153条では、第二審人民法院が、原審人民法院に差戻審理を行わせることができるケースとして、原判決の認定事実

に誤りや不明瞭な部分、証拠不足があったと認められる場合（同3号）、及び原判決が法定手続に違反し正確な判決に影響があったと認められる場合等が予定されていた（同4号）。しかし、こうしたケースの全てに必ずしも差戻審理が必要ではないこと、むしろ当事者の訴訟上の権利をより良い形で保障し、紛争を速やかに解決するため、第二審法院が差戻審理させることに対して

必要な制限を設けるべきとの意見により改正されたものである（前掲全人代法工委民法室編著「民事訴訟法改正前後条文対照表」4頁参照）。

1 本条1項1号

この点、旧第153条1号では原判決に対する処理についてのみ規定しており、原裁定に対して如何に処理するかに関する規定がなく、原審人民法院の裁定に不服がある上訴事件の処理については、一律裁定を用いると規定するのみだった（旧第154条）。他方実務において人民法院は原裁定の処理について、いずれも原判決に対する区別した処理という条文を参考にして処理していた。そこで本改正で、原裁定に対して如何に処理するかに関する規定を追加した。

2 本条1項2号、3号

この点、旧法では、原判決の法律適用に誤りがあった場合は、法に基づいて判決を変更する（旧第153条1項2号）、事実認定に誤りがあった場合、又は事実認定がはっきりしない、証拠が不足している場合は、原判決を取り消す裁定を下し、一審人民法院に差戻審理を行うよう差し戻すか、又は事実を精査した後に改めて判決する（同3号）としていた。

しかし第二審人民法院が事件を原審人民法院に差し戻すことが多過ぎると、当事者の訴訟コストが増すだけでなく、裁判効率にも影響が生じる。そこで本改正では、第二審人民法院による原審人民法院への事件の差戻しを減らすことを原則とし、①第二審人民法院が事実を精査し、改めて判決することができる場合は、自ら事実を精査して改めて判決する。②基本的事実が明らかでなく第二審人民法院が事実を明らかにすることが困難であり、原審人民法院に差し戻した方が、事実を精査する上でより一層有利である場合にのみ、原審人民法院に差戻しができるとした〔詳説すると、一般的に事実がはっきりしない場合は、第二審人民法院は事実を自ら精査した後に直接に改判すべきであり、基本的事実がはっきりしない場合のみ、第二審人民法院は事実を精査した後

に改判するか、差し戻すかの選択について考慮できる。ここに「基本的な事実」とは、事件のカギとなる事実で、事件の最終的な判決事実に影響する可能性のある事実を指す。次に、原判決の基本的事実の認定がはっきりしない場合、司法資源の節約、司法効率の向上を図るため、第二審人民法院はもし事実を精査した後に改判できる場合、まず事実を精査した後に改判することを考慮しなければならず、原審人民法院が審理を行う方が、基本的事実を精査する上でより一層便宜である場合のみ、事件を原審人民法院に差し戻すことを考慮する]。

3 本条1項4号

この点、旧法では、原判決が法定手続に違反しており、事件の正確な判決に影響を及ぼす可能性がある場合、原判決を取り消す裁定を下し、一審人民法院に差戻審理を行うよう差し戻すと規定するのみであった(旧第153条1項4号)。これに対して新法は、当事者の遺漏が、又は違法な欠席判決等、原判決が法定手続に著しく違反している場合は、原判決を取り消す裁定を下し、原審人民法院に差し戻すと規定した。また他方で、事件の正確な判決に影響を及ぼす可能性があるという比較的弾力性のある裁量の余地を削った。

4 本条第2項の追加

本改正では、本条第2項を追加し、原審人民法院が差戻された事件に対して判決を下した後、当事者が上訴を提起した場合、第二審人民法院は再度差し戻してはならないとした。これは旧法には差戻しの回数に関する規定はなかったので、本改正で、差戻しの条件と回数について制限を設けたものである。
※参考文献 ①p285～288, ②p283～285, ③p422～426

第12 特別手続

【調解合意司法確認手続】四十二、第15章第5節の後に二節を追加し、以下のように第6節、第7節と

する。

第6節 調解合意確認事件

第194条 調解合意の司法確認の申立をする場合には、双方当事人は、人民調解法等の法律に基づき、調解合意の効力が生じた日から30日以内に、共同で調解組織所在地の基層人民法院に提出する。

本条は、人民法院に対する調解合意司法確認の申立に関する規定である。

調解合意確認事件(司法確認事件)とは、当事者が人民調解委員会等の調解組織による調解合意に対して、人民法院に確認を求めると同時に、当該調解合意に強制執行力を付与することを申立てる事件である。

調解方式による民事紛争解決は、中国では既に数十年間の歴史がある。そして現在中国は、社会の矛盾・紛争が突出している時期にあり、各種民事紛争が日々増加している。調解の役割を十分に発揮し、矛盾・紛争をできる限り基層部や現地で解決することは、迅速な矛盾・紛争の解決及び社会の調和・安定の促進において重要な意義を有する。この点、人民調解活動の推進・規範化を図るべく、1989年、國務院は「人民調解委員会組織条例」を制定したが、調解合意の司法強制力という問題は未解決であった。司法体制と活動体制改革に関する「訴訟・非訟を結びつけた矛盾紛争調解・処理体制」の要求に基づき、人民調解活動の実務経験を総括し、2010年、全人代常務委員会は「人民調解法」を制定・可決した。同法では、人民調解委員会の調解により調解合意に達した後、当事者双方は必要と認めた場合、調解合意発効日から30日以内に人民法院に司法確認を共同申立することができ、人民法院は適時に調解合意を審査し、法に従って調解合意の効力を確認することが規定されている。調解合意の確認は、紛争を簡易迅速かつ経済的に処理できて当事者の訴訟負担を軽減し、司法資源を節約する優位性がある。もともと、人民調解法で調解合意司法確認について規定された

ものの、旧民法には、それに対応した調解合意の司法確認をつなげる制度がなかった。そこで、新法では、特別手続として「調解合意確認事件」が追加され、その具体的事項について規定された。本条は下記4つの内容を含んでいる。

1 司法確認の対象となる調解合意の範囲

どのような調解組織による調解合意の司法確認が申立可能かは、立法過程において意見の対立があった。まず人民調解法の規定に基づき、人民調解委員会の調解により調解合意に達した当事者双方が司法確認を申立可能であることから、人民調解委員会による調解合意のみが司法確認を申立可能とする意見（狭義説）、また実務においては人民調解委員会による調解以外に行政機関の治安調解、交通事故賠償調解、医療紛争等の調解、中国障害者連合会、中華全国婦女連合会、中国消費者協会等の社会団体による調解、国際商業会議所の仲裁調解センターによる調解等もあり、それゆえ人民調解委員会で成立した調解合意以外、その他関連部門の主導による調解で成立した合意についても、司法確認の申立を広く許すべきであると意見等である（広義説）。

もともと、現在、人民調解委員会による調解合意の司法確認について規定しているのは人民調解法のみであり、かつ行政調解、商事調解等の状況が複雑であることを考えると、達成された合意の司法確認に関する規定の必要性をめぐり、各方面の意見が一致していない。そこで、本条は、人民調解法等の法規定に則つてのみ司法確認を申立可能と定めている。人民調解法によれば、人民調解委員会による調解は司法確認を申立可能である。人民調解委員会には、村民委員会、居民委員会によって設立される調解委員会や、郷・鎮、町及び社会団体若しくはその他組織が必要に応じて人民調解法に基づいて設立した人民調解委員会が含まれる。本条は、中国における民事紛争の特徴と人民調解活動の実情を考慮し、民間紛争の非訟手続による解決と訴訟手続による解決を

結びつけ、今後の発展のための余地を残したものである。今後、実体法でその他組織の調解と訴訟の連携について規定する場合は、法律規定に則つて実施されることになる。¹²

2 当事者双方による共同申立

調解合意の発効後、当事者が人民法院を通じて調解合意の効力を確認しようとする場合、当事者が共同で申立てることが必要である。現実には、多くの紛争において調解を経て合意に達した後、当事者がそれを積極的に履行するが、調解合意が適時に履行・完遂できない場合もある。一部当事者は、調解合意の履行過程における問題を防ぐため、司法手続による合意の効力の確認を要望する。注意すべき点は「司法確認」は、発効済みの調解合意に対する確認であり、調解合意の発効に向けた必須手続ではない点である。この点、人民調解法によれば、当事者で書面による調解合意に達した場合、調解合意は各当事者が署名・捺印若しくは指印をし、さらに人民調解員が署名し、人民調解委員会の印鑑を捺印した日から、また口頭による調解合意の場合は、各当事者が合意に達した日から発効することとされている。調解合意当事者の一方が申立を行ない、相手方の同意を得た場合も、共同申立と見なすことができる。

3 調解合意司法確認の期限、管轄人民法院

調解合意の確認申立は調解合意発効日から30日以内に行うことが必要である。「最高人民法院・人民調解合意の司法確認手続に関する若干の規定」によれば、人民法院は司法確認申立を受理した日から15日以内に確認手続を行うかを決定する。特別な状況

¹² 新194、195条（調解合意司法確認）の対象となる「調解」とは、中立な第三者調解組織主宰の下に紛争当事者間に調解合意による紛争解決を促す活動・方式（最高人民法院民事訴訟法改正研究グループ編著「中華人民共和國民事訴訟法修改条文理解と適用」393頁・2012年9月人民法院出版社）とか、当事者双方が人民調解委員会等の調解組織主宰の下に紛争事件について既に調解合意が達成されたもの（「中華人民共和國民事訴訟法修改条文適用解答」242頁・2012年9月人民法院出版社）と説明されており、当事者のみでの和解には適用されない。

により延期が必要である場合、当該人民法院の院長による許可を得れば、10日間延長できる。

また司法確認手続は、当事者が調解組織所在地の基層人民法院に申立をする。

※参考文献) 前掲①p310～312, 前掲②p313～315, ③p456～459

【司法確認手続受理後の処理】第195条

人民法院は申立の受理後に審査を行い、法律規定に適合する場合には、調解合意が有効である旨を裁定する。一方当事者が履行を拒否し、又は全部履行を行わない場合には、相手方当事者は人民法院に対して執行の申立ができる。法律規定に適合していない場合には、申立の却下を裁定し、当事者は調解により、原調解合意の変更又は新たな調解合意を締結することができ、また人民法院に提訴することもできる。

本条は、人民法院が司法確認手続申立を受理した後の処理に関する規定である。

1 調解合意に対する審査

人民法院は調解合意司法確認申立を受理した後、調解合意を審査しなければならない。審査を経て、調解合意が法律規定に合致する場合は調解合意が有効と裁定し、調解合意が法律規定に合致しない場合は申立却下を裁定する。この審査における考慮すべき点は、①調解方式による紛争解決が当事者の自由意思によるものか、②調解合意の内容が法律、法規の強制性規定若しくは社会公共利益に反するものか、③調解合意の達成が当事者の自由意思によるものであるか、重大な誤解や、公平さの明らかな欠如等、その真実の意思表示に大きく反する状況がないかの諸点であり、これらをクリアした場合のみ、当該調解合意が有効と確認することができ、さもなければ、申立を却下する。

2 司法確認の効力

人民法院による調解合意確認裁定は、当事者双方

に送達された後に法律効力が発生する。当事者の一方が調解合意履行を拒否し、又は調解合意で約束した義務をすべて履行しない場合、相手方は人民法院に強制執行を申立することができ、その執行管轄人民法院は司法確認裁定を下した基層人民法院若しくは被執行財産所在地の基層人民法院である。

3 司法確認申立における救済

人民法院に調解合意の効力確認を申立した場合の救済手続としては、第1に人民法院が調解合意の確認裁定をしたが、当事者が、当事者双方が同時に出現していない、自由意思原則に反する、不正行為等を理由に異議を申し立てる場合であり、この場合、裁判監督手続に基づいて再審を申立することができる。第2に、人民法院が司法確認申立を却下した場合、当事者は調解方式を通じて元の調解合意を変更し又は新たな調解合意をし、さらには人民法院に訴訟を提起することもできる。

4 手続外の第三者の権利救済問題

司法実務においては調解合意により手続外の第三者の合法提起権益を侵害する問題が生じており(いわゆる悪意[虚偽]調解)、本改正ではその救済手続として第56条3項による取消の訴えが新設されたが、さらに調解合意司法確認手続を違法に用いた侵害行為をいかに効果的に抑制できるかも新规定の解釈・適用に関する重要課題である。

※参考文献) ①p312～313, ②p315～316, ③p459～460

【担保物権実行手続】

第7節 担保物権実行事件

第196条

担保物権実行の申立は、担保物権者及びその他担保物権実行を請求する権利者が物権法等の法律に基づき、担保財産の所在地又は担保物権登記地の基層人民法院に提出する。

本条は、担保物権実行の申立及び管轄人民法院に

関する規定である。

担保物権の実行[実現]とは、債務者による債務不履行の場合、担保物権者が法定手続によって、担保目的物の競売、換金等の方式を通じて、債権の優先的な弁済を受ける過程を指し、担保物権には、抵当権、質権、留置権が含まれる。

この点、実体法（物権法）は、担保物権の実行について規定しているが、民事訴訟法には、これを保障するための相応の手続制度がなかった。旧法規定によれば、人民法院の執行根拠となる法律文書には、民事判決書、裁定書、調解書、民事制裁決定書と支払命令、人民法院の裁定によって効力が承認された外国人民法院による確定判決書、裁定書及び外国仲裁機関による発効判決書、刑事付帯民事判決書、裁定書、調解書、行政判決書、裁定書、調解書、及びその他機関又は機構によって作成され、かつ法律の規定に基づき人民法院によって強制執行される法律文書（さらに中国国内及び外国の仲裁機関による仲裁判決書と調解書、公証機関が法に従って強制執行効力を付与した債権文書、行政処罰決定書と行政処理決定書）だけが含まれた。他方、債権者が有する担保物権そのものは、執行の依拠とすることができず、人民法院に強制執行を直接申立することができなかった。

こうして数年来、人民代表大会代表、関連組織及び法律専門家等は、民事訴訟法に、担保物権の実行について、連結的規定を盛り込むことが提案されており、各方面の意見と裁判実務の需要に基づき、担保物権者の合法的權益をより良く保護し、訴訟資源を節約するために、本改正で、特別手続の中に第7節「担保物権実行事件」が追加されたものである。本条規定には2つの内容が含まれている。

1 担保物権実行の申立権者

本条により、人民法院に担保物権実行を申立てる権利を有する者は、下記の場合である。

(1) 担保物権者

本条の担保物権者には、抵当権者、質権者と留置権者が含まれる。抵当権は目的物の占有を移転しない担保物権であるため、債務者が債務不履行に陥ったとき、抵当権者は、目的物を直接競売・換金にかけることができず、通常は、人民法院に抵当権実行を申立てる必要がある。他方で質権者、留置権者は目的物を占有しているため、質権・留置権を実行するとき、人民法院への申立を要しない場合もある。

(2) その他担保物権実行を請求する権利を有する者
これには、以下の場合がある。第1に、債務履行期間が経過しても、債務者が債務を履行していないが、質権者が直ちに質権を行使しない場合であり、その結果、質物の価値下落、ひいては毀損、喪失等につながる。第2に、留置権者が、長期にわたって留置財産を継続的に占有しながら実行せず、留置財産の自然損耗又は減価を生じる場合である。このように質権者、留置権者が権利行使を怠ることによる、質権設定者・債務者の合法的權益の侵害を防止するため、物権法第219条は、質権設定者が、質権者に債務履行期满后適時質権を行使することを要求することができるかと定めている。よって質権者が権利行使しない場合、質権設定者は、人民法院に質入された財産の競売・換金を請求することができる。また同法第236条規定によれば、債務者は、留置権者に債務履行期間が満了後、留置権を行使するよう要求することができ、留置権者が行使しない場合、債務者は人民法院に留置された財産の競売、換金を請求することができる。

2 管轄人民法院

担保物権実行の申立は、担保財産所在地又は担保物権登記地の基層人民法院宛に行う。担保財産所在地の人民法院が担保物権の実現に関する案件を管轄することで、担保財産の封印、差押が容易になる。本法で担保物権登記地の基層人民法院が管轄する旨を規定するのは、主として一部担保財産が財産権であることを考慮したためであり、株式、登録商標専

用権、特許権、著作権等知的財産権のうちの財産権、
売掛金等に質権を設定した場合、担保物権登記地の
基層人民法院が管轄するほうがより執行しやすいと
考えられる。

※参考文献) ①p314～316, ②p316～319, ③p460～
464

【担保物権実行申立の審査】第 197 条

人民法院は申立受理後に審査を行い、法律規定に
適合している場合には、担保財産の競売、換価を裁
定する。当事者はその裁定に基づいて人民法院に執
行を申し立てることができる。法律規定に適合しな
い場合には、申立の却下を裁定し、当事者は人民法
院に提訴することができる。

本条は、担保物権実行申立の審査に関する規定で
ある。

人民法院は申立を受理した後、担保物権者等の申
立について審査を行い、審査結果により裁定を行う。

1 法律規定に合致する場合、担保財産の競売・換
金を裁定

本条の「法律規定に適合している場合」とは、主
として物権法の規定に合致することであり、すなわ
ち、債務が確実に発生しているかどうか、債務額に
ついて異議があるかどうか、担保物権が発効してい
るかどうか、債務者が履行期までに履行しているか
どうか等、担保物権実行のための全条件が具備す
ることである。

法律規定に適合している場合、人民法院は、担保
財産の競売、換金を裁定する。競売は、抵当権を実
現するための最も一般的な方式であり、公開競争の
手法によって、目的物を最も高値で入札した買い手
に売る方法である。競売方式による担保物権実行で
は、公開入札方式によって目的物が売却されるため、
競売の代価は、競売にかかる財産の価値を最大限反
映でき、したがって、債権に対する抵当財産の担保
の役割が十分発揮される利点がある。本法第 247 条

の規定によれば、競売は、人民法院の主導で行われ
ることも、商業的競売機関に委託して行われること
も可能である。担保目的物が競売に適さない場合、
人民法院は、関連組織に委託して換金、又は自主的
換金を行う。換金とは、財物を商業部門に購買させ、
又は、売却を代行させて、現金と引換える行為を指
す。換金価格の公平さを確保するために、担保財産
の換金にあたっては、市場価格を参考とする。

2 法律規定に合致しない場合、申立却下を裁定

法律規定に合致しない場合、すなわち、債務が履
行されたかどうかにつき当事者双方に争いがある場
合や、抵当権設定契約の関連条項又は抵当権の効力
について争いが存在する場合等は、これら問題は、
実際に担保物権を実行するための前提条件がまだ具
備されていないことに起因するものである。当事者
双方にこのような争いがある限り、担保物権実行の
問題を考慮するまでもない。人民法院は、申立を受
理後、審査を経て法律規定に合致しないと判断した
場合、申立却下を裁定する。この場合、当事者は、
人民法院に訴訟を提起することができる。

※参考文献) ①p316～317, ②p319～320, ③p464～
465

以上